

福井県後期高齢者医療広域連合告示第16号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び福井県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年条例第16号）第4条の規定に基づき、平成19年度の人事行政の運営等の状況を下記のとおり公表する。

平成20年12月12日

福井県後期高齢者医療広域連合長 東村 新一

平成19年度の人事行政の運営等の状況

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 任免

平成19年度における広域連合の職員はすべて福井県及び構成市町からの派遣職員で構成されているため、職員の採用や退職などの任免については派遣元で行われており、本広域連合では行われていません。

(2) 職員数

広域連合長の事務部局の職員数は、福井県後期高齢者医療広域連合職員定数条例で定められており、定数25人に対し平成19年度末の職員数は18人となっています。

また、議会の事務部局の職員、選挙管理委員会の事務部局の職員、監査委員の事務部局の職員はそれぞれ定数5人で広域連合長の事務部局の職員が兼務します。

(各年度末 単位：人)

職名	平成19年度	平成18年度	増減
事務局長	1	1	0
事務局次長	1	1	0
業務課長	1	—	1
課長補佐	2	1	1
主査	4	3	1
主事	9	4	5
計	18	10	8

2 給与の状況

職員の給与は、基本としての給料と期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当などの手当があります。給料月額は条例で定められています。

当広域連合職員は派遣職員で構成されており、構成市町からの派遣職員の給与（時間外勤務手当等を除く。）は派遣元市町の給与条例等に基づいて、構成市町から支給されています。

(1) 人件費

平成19年度決算額 18,937,824円

※ 人件費には特別職（議員及び各種委員）に支給される報酬は含まれていません。

(2) 職員手当

福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年2月1日条例第9号）の規定に基づいて支給されています。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務時間や休暇などは、福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例、同施行規則で定められています。

1週間の勤務時間	40時間
開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時30分
休憩時間	正午から午後1時

(2) 休暇等

給与が支給される有給休暇は、事由を問わず毎年付与される年次休暇と、結婚、出産等の特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。このほか、介護休暇等における給与については派遣元市町と同様に扱います。

4 分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいいます。

平成19年度の処分の状況について、分限、懲戒いずれの処分もありませんでした。

5 サービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。そのため、地方公務員法に基づき、法令及び上司の職務上の命令に忠実に従う義務、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務、職務に専念する義務、信用失墜行為及び争議行為の禁止、政治的行為や営利企業等での従事も制限等が課されています。

サービス規律の確保に向けた昨年度の取組み状況としては、機会を捉えてサービス規律の確保の周知徹底を図るとともに、職員一人ひとりに対し十分注意を喚起し、適切な指導に努めています。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に派遣元市町で様々な研修を行っています。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生

地方公務員法、労働安全衛生法等に基づき、職員の公務能率の増進を図るため、各種福利厚生事業を実施しています。

(2) 利益の保護

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申し立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局から適切な措置が執られるべきことを、職員が

公平委員会に対して要求する制度です。また、不利益処分に対する不服申し立て制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申し立てを行うことを認める制度です。